

平成 28 年 7 月 4 日

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター

「平成 28 年 4 月分のインバランス等料金の請求および支払いについて（続報）」
および「平成 28 年 5 月分のインバランス等料金の請求および支払いについて」

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、6 月 6 日（月）および 6 月 20 日（月）にお知らせいたしましたとおり、4 月分のインバランス等料金※については、6 月初旬での請求または支払いのお知らせを見合わせさせていただいております。

このたび、7 月 1 日（金）の「電力基本政策小委員会（第 7 回）」での説明資料（以下「添付資料」という）のとおり、インバランス等料金の請求および支払いの手続きを進めて参りますのでお知らせいたします。

なお、弊社におきましては、電気使用量確定が一部遅延していることによりご迷惑をおかけしているところがございますが、その影響により添付資料における 4 月分インバランス精算プロセスの日程等を一部変更してお知らせいたします。

7 月 5 日（火）、契約者および発電契約者のみなさまからご提出いただいた需要計画と需要実績、発電計画と発電実績に基づき算定したインバランス量を別途お知らせいたしますので、ご確認のうえ、計画に誤りがあった場合は、7 月 13 日（水）迄に以下のお問い合わせ先に計画値の訂正をお申入れください。なお、計画値の訂正に際しては、訂正すべき計画値および訂正值が第三者から見ても明らかであることを示す資料の提示をお願いいたします。上記期限以降のお申入れは受容いたしかねますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

また、インバランス量のお知らせにあたり、7 月 4 日（月）現在で電気使用量確定ができていない需要データがある契約者および発電データがある発電契約者のみなさまにつきましては、当該供給地点または受電地点の実績値を「0」と仮置きしたうえで、電気使用量が確定している供給地点または受電地点の実績値を用いて算定したインバランス量を参考値としてお知らせいたします。

なお、6 月 13 日（月）に「電気使用量等の確定通知の遅延にともなう協定について」にてお知らせさせていただいた以降、継続して協定の協議をしている契約者および発電契約者のみなさまで 7 月 29 日頃（添付資料上のインバランス精算予定日）までに協定協議がまとまらない場合においては、継続して協議させていただきます。

その他詳細については添付資料をご確認ください。

また、5月分のインバランス等料金の請求および支払いについても4月分のインバランス等料金と同様、お申入れによる計画値の訂正を行いますので、7月初旬での請求または支払いのお知らせを見合わせさせていただきます。今後の対応については、7月中旬目途にあらためてご案内申し上げます。

契約者および発電契約者のみなさまには引き続きご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

※インバランス等料金：インバランス料金（発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、負荷変動対応補給電力料金および負荷変動対応余剰電力料金）、給電指令時補給電力料金およびインバランスリスク料

敬 具

(お問い合わせ先)

東京電力パワーグリッド株式会社 ネットワークサービスセンター

メールアドレス：tepc-networksc@tepc.co.jp

(添付資料)

- ・ 託送供給等におけるインバランス精算について
(平成28年7月1日「電力基本政策小委員会（第7回）」資料4)

(関連するご案内)

- ・ 平成28年4月分のインバランス等料金の請求および支払いについて
(平成28年6月6日ご案内)
- ・ 電気使用量等の確定通知の遅延にともなう協定について
(平成28年6月13日ご案内)
- ・ 平成28年4月分のインバランス等料金の請求および支払いについて（続報）
(平成28年6月20日ご案内)

以 上